

町の財政指標及び財政調整基金残高、町債残高

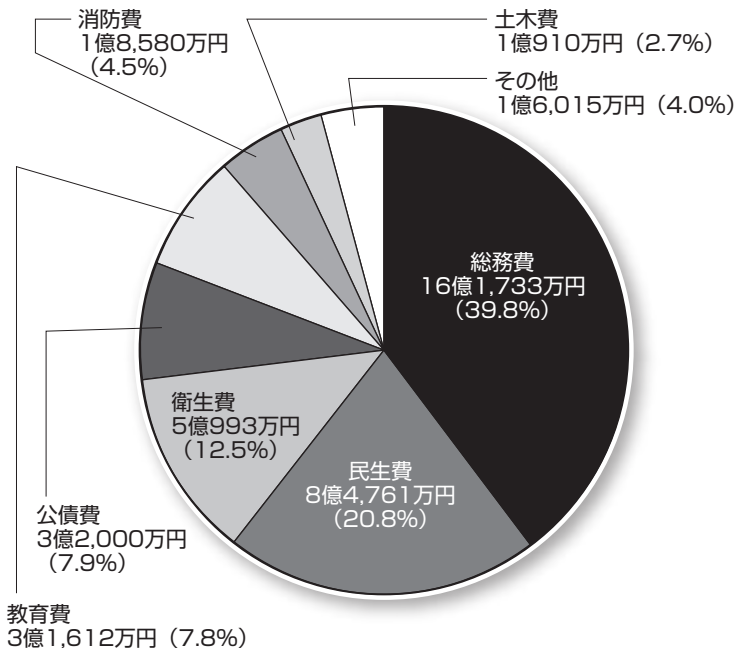
	令和2年度	令和元年度
財政力指数 (※1)	0.412	0.413
経常収支比率 (※2)	84.3%	89.7%
年度末財政調整基金残高	4億6,693万円	3億8,698万円
年度末町債残高	28億7,861万円	29億710万円
年度末町債の未償還利子	5,248万円	6,503万円

【用語解説】

- ※1…財政力指数…町の財政力を示す指数。
この数値が1に近くなるほど、財源に余裕があるとされます。
- ※2…経常収支比率…人件費、扶助費、一部事務組合への負担金、公債費など定期的に支出する経費に町税や地方交付税などの経常的な一般財源がどの程度充当されているかをみるもの。この比率が低いほど財政にゆとりがあるとされます。



歳出決算額 40億6,604万円



- 総務費**…人件費、庁舎などの維持管理、戸籍管理、税金の徴収、選挙などに使われた経費
- 民生費**…社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉のために使われた経費
- 衛生費**…保健事業、環境衛生のために使われた経費
- 公債費**…道路や学校などの整備のために借り入れたお金を償還するための経費
- 教育費**…学校教育、社会教育、社会体育のために使われた経費
- 消防費**…消防活動、防災対策のために使われた経費
- 土木費**…町道の新設、改良、補修や町営住宅の維持管理のために使われた経費
- その他**…商工費、議会費、農林水産業費、災害復旧費、労働費

●町の健全化判断比率を公表します●

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、町が財政の健全性に関する比率（健全化判断比率）を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的としています。

健全化判断比率により「健全段階」、「早期健全化段階（黄信号）」、「財政再生段階（赤信号）」の3段階に区分されます。健全化判断比率が一つでも早期健全化基準を超えた場合は、自主的な改善努力により財政の健全化を図ることになります。さらに、財政再生基準を超えた場合は、国などの関与のもとで確実な財政の再生を図ることになります。

当町の令和2年度比率は、いずれも早期健全化基準を下回り「健全段階」にありますが、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されるため、引き続き財政の健全化のための取組に努めてまいります。

令和2年度健全化判断比率

指標	説明	当町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	特別会計などを含まれた町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	12.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	62.5%	350.0%	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字であり数値が算定されないため「—」で表示しています。